

統計委員会部会設置内規（案）

〔平成 19 年 10 月 5 日
統 計 委 員 会 決 定〕

改正 平成 19 年 10 月 29 日
改正 平成 20 年 11 月 10 日
改正 平成 21 年 1 月 19 日
改正 平成 21 年 3 月 9 日
改正 平成 22 年 5 月 21 日
改正 平成 26 年 8 月 5 日
改正 平成 28 年 4 月 26 日
改正 平成 29 年 2 月 23 日
改正 平成 30 年 4 月 20 日
改正 平成 30 年 月 日

統計委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、委員長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、三以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算に関する事項、産業連関表に関する事項、及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する事項
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項
統計基準部会	統計基準に関する事項
統計制度部会	政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項
統計業務プロセス部会	公的統計の業務プロセスの改善に関する事項

（注）ただし、委員長は、審議事項の内容や部会の審議状況等に応じて、特に必要と認めるときは、部会に付託せず統計委員会で審議し、又は審議を付託する部会を変更することができる。

統計委員会部会設置内規（案）

〔平成 19 年 10 月 5 日
統計委員会決定〕

改正 平成 19 年 10 月 29 日
改正 平成 20 年 11 月 10 日
改正 平成 21 年 1 月 19 日
改正 平成 21 年 3 月 9 日
改正 平成 22 年 5 月 21 日
改正 平成 26 年 8 月 5 日
改正 平成 28 年 4 月 26 日
改正 平成 29 年 2 月 23 日
改正 平成 30 年 4 月 20 日
改正 平成 30 年 月 日

統計委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、委員長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

名 称	所 掌 事 務
<u>企画基本計画部会</u>	<u>統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、三以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び法律の施行の状況に関する事項（他の部会の所掌に属さない事項を除く。）</u>
<u>横断的課題検討部会</u>	<u>法律の施行の状況に関する事項のうち、複数の統計に関連する統計技術又は統計調査以外の方法により集められた情報等に関する事項（国民経済計算体系的整備部会又は統計業務プロセス部会の所掌に属する事項を除く。）</u>
<u>統計業務プロセス部会</u>	<u>法律の施行の状況に関する事項のうち、公的統計の業務プロセスの改善に関する事項</u>
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算の作成基準の設定に関する事項、産業連関表に関する事項、及び法律の施行の状況に関する事項（ <u>国民経済計算及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する係る事項</u> ）
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項
統計基準部会	統計基準に関する事項
<u>統計制度匿名データ部会</u>	<u>政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項</u>

統計業務プロセス部会	公的統計の業務プロセスの改善に関する事項
------------	----------------------

(注) ただし、委員長は、審議事項の内容や部会の審議状況等に応じて、特に必要と認めるときは、部会に付託せず統計委員会で審議し、又は審議を付託する部会を変更することができる。